

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険法による介護保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉野町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

奈良県吉野町長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による介護保険関係事務
②事務の概要	<p>・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険の資格管理、保険料の賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険資格の取得、喪失の決定            ②介護保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会            ③納入通知書による介護保険料額の通知            ④介護保険料納付状況の管理            ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施            ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施            ⑦介護保険に係わる証明書の発行            ⑧介護保険被保険者台帳の照会</p>
③システムの名称	介護保険システム、、団体内統合宛名、中間サーバー、
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一 68の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一主務省令」という。）第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二 93の項、94の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第46条、第47条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、120の項</p> <p>・別表第二主務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	吉野町 長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町 総務課 電話番号 0746-32-3081
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1  
吉野町 総務課  
電話番号 0746-32-3081

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	評価書名	介護保険料関係事務 基礎項目評価書	介護保険法による介護保険関係事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年7月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	(省略)介護保険料関係事務(省略)	(省略)介護保険関係事務(省略)	事後	
平成29年7月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	介護保険料関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。		事後	
平成29年7月1日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取扱い事務 ①事務の名称)	介護保険関係事務	介護保険法による介護保険関係事務	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報(4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ④法令上の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二 1項、2項、3項、4項、6項、26項、30項、33項、39項、42項、58項、61項、62項、80項、87項、90項、94項、95項、 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法別表第二 93項、94項	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二 1項、2項、3項、4項、6項、26項、30項、33項、39項、42項、46項、56項の2、58項、61項、62項、80項、83項、87項、90項、94項、95項、117項 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法別表第二 93項、94項	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報(5. 評価実施期間における担当部局 ②所属長)	長寿福祉課長 北谷 隆範	長寿福祉課長 小泉 喜弘	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町 長寿福祉課 電話番号 0746-32-3081	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町 総務課 電話番号 0746-32-3081	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町 長寿福祉課 電話番号 0746-32-3081	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町 総務課 電話番号 0746-32-3081	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成30年7月1日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一主務省令」という。)第50条	事後	
平成30年7月1日	I 関連情報(4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ④法令上の根拠)	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二 1項、2項、3項、4項、6項、26項、30項、33項、39項、42項、46項、56項の2、58項、61項、62項、80項、83項、87項、90項、94項、95項、117項 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法別表第二 93項、94項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 93の項、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第46条、第47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の項の2、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、120の項 ・別表第二主務省令第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条、第15条、第19条、第22条、第24条、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	
平成30年7月1日	I 関連情報(5. 評価実施期間における担当部局 ②所属長)	長寿福祉課長 小泉 喜弘	長寿福祉課長 久野 史人	事後	
平成30年7月1日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成30年7月1日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年6月30日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月30日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和2年6月30日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年6月30日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報(4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ④法令上の根拠)	・別表第二主務省令第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条、第15条、第19条、第22条、第24条、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	・別表第二主務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報(4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ④法令上の根拠)	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 93の項、94の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第46条、第47条</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、120の項</li> <li>・別表第二主務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条、第15条、第19条、第22条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</li> </ul>	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 93の項、94の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第46条、第47条</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、120の項</li> <li>・別表第二主務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</li> </ul>	事前	